

第2回 基本政策推進専門調査会議事録

日 時：平成18年7月21日（金） 15:00～16:51

場 所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

出席者：阿部博之、薬師寺泰蔵、柘植綾夫、黒田玲子、原山優子各総合科学技術会議議員、
荒川泰彦、貝沼圭二、北城恪太郎、小宮山宏、田中明彦、田中耕一、谷口一郎、
戸塚洋二、中西準子、長谷川真理子、原早苗、溝口善兵衛、森重文、柳井俊二、
若杉隆平各専門委員

1. 開 会

2. 議 題

(1) 科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（中間報告案）

(2) その他

3. 閉 会

【配付資料】

資料1 「制度改革検討の進め方について（案）」

資料2 - 1 「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（中間報告案）」（パワーポイント版）

資料2 - 2 「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（中間報告案）」（本文）

資料3 - 1 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」

資料3 - 2 「平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」

資料3 - 3 「平成19年度一般歳出の概算要求基準の考え方」

【議事】

阿部会長 それでは、時間になりましたので、第2回の「基本政策推進専門調査会」を

開催させていただきます。

それでは、早速でございますが議事に入らせていただきます。本日は、制度改革についての議論が中心でございます。まず、事務局から配付資料の確認をしてください。

事務局 お手元の資料の座席図の次に配付資料一覧が書いてありまして、資料1～資料3-3となっております。万一、お手元に届いてない等不備がありましたから、お届けに上がりますので、お知らせいただければと思います。

なお、前回の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいているところでございまして、それが終わりましたら総合科学技術会議のホームページに掲載する予定にしております。本日は配付資料として用意しておりませんが、よろしく御了承ください。

阿部会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。議題1「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（中間報告案）」です。最初に、私の方から簡単にこれまでの経緯について御説明をいたします。

本日の中心議題でございます制度改革につきましては、前回6月8日の専門調査会の中で今後の調査審議としてワーキンググループを設置して取り組んでいくことを御説明し、御了承いただいたところでございます。

ワーキンググループの座長を薬師寺議員にお願いすることを決め、その他のメンバーにつきましては、薬師寺議員と相談させていただき、資料2-2の35ページに「制度改革ワーキング・グループメンバー」という一覧がございますが、そういった方々にメンバーになっていただいたわけでありまして。

それでは、初めに若干今後の進め方を御説明しますので、資料1の「制度改革検討の進め方について（案）」をご覧くださいと思います。第一フェーズと書いてございますのが、本日までの中間報告についての流れでございます。基本計画には例示として中間報告に取り上げた6つの課題が掲げられておりましたが、それ以外のことについてもいろいろ第3期の議論で御提案をいただいたわけでありまして、それらについても当然これから検討していかなければいけないわけですが、まずはその例示の6つの課題について検討して、総理、関係閣僚の出られる本会議に報告をするということでございます。

あとで薬師寺議員から補足をしていただきますけれども、ヒアリングに続いて第1回、第2回のワーキンググループを開催いたしまして、中間報告案を作成していただきました。本日の「基本政策推進専門調査会」で、中間報告書を御決定いただきたいと思いますと考えておりま

す。中間報告でございますので、できるだけ早く制度改革のメッセージを出させていた
きたいということでございます。それで、今月末の本会議で報告するということでありま
す。

第二フェーズでは、年内を目途に最終報告したいと考えておりますが、この中間報告書
について検討を深めるとともに、残された課題についても調査し最終報告書としてとりま
とめるということでもあります。

本日の中間報告書を、まずは本会議に御報告して、その後各省と調整したり、またさま
ざまな検討を深めていただくということ、それから、この6つの課題以外の制度的障害要
因についても、またヒアリングを行って議論を進めていくということでございます。

また、研究資金ワーキンググループという体制を新たにつくることを考えてございま
す。これは、薬師寺議員の制度改革ワーキンググループの中でも話題になったわけございま
すが、研究費の公正で効率的な使用の実現ということについては取り上げておりますけれ
ども、実は競争的研究資金制度改革全般、あるいはものによっては競争的研究資金制度を
超えるものもあるかもしれませんが、研究資金につきましては、仕事量が非常に多いとこ
ろでございますし、これまでも特別のプロジェクトチームで議論していただいていたとい
う2、3年前からの経緯もございまして、今回も研究資金ワーキンググループとして独
立して御検討いただいて、この専門調査会上げていただくということを考えております。

今日は御欠席ですが、本席議員に座長をしていただきたいと考えております。当然のこ
とでございますが、薬師寺議員の制度改革ワーキンググループと重なる部分もございま
すので、薬師寺議員にも相談してこれから進めさせていただきたいと思っておりますが、とりあ
えずワーキンググループのメンバーについては、本席議員と相談して決めさせていただき
たいということでございます。

それを最終的にドッキングいたしまして、年度内目途で最終報告書を決定したいとい
うことでございます。大変大ざっぱな進め方でございますが、こういうことでよろしゅうご
ざいませうでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿部会長 それでは、そういうふうに進めさせていただくことにいたします。ありがと
うございました。

制度改革の中間報告案について、これから御議論いただきたいと思っております。大変精力的
に御検討いただいたものであります。座長の薬師寺議員から説明をお願いいたします。

薬師寺議員 委員の先生方の前に資料2 - 1と資料2 - 2をお配りさせていただいてお

ります。先ほど阿部会長の方から少し御紹介がありました、資料 2 - 2 の 35 ページにメンバーが書かれております。それから、13 日と 19 日にワーキンググループを開催させていただきました。しかしながら、この 2 つのワーキンググループの前に、6 月 21 日から 36 ページにございますように、非常に精力的にヒアリングを行いました。6 つの大きな問題に関しましてヒアリングを行い、その結果を中間報告書案としてワーキンググループに御提示しまして、そしてワーキンググループはこの推進専門調査会の委員の先生でございますので、その先生方に 2 回、ほぼ全員お集まりいただきまして、この中間報告書について素案を出し、それに対して修正をいただき、かなり修正をいたしました。その結果が、今お手元にある資料 2 - 2 でございます。細かい部分がございますので、事務局の方から説明をさせます。

それでは、よろしくお願いたします。

事務局 事務局の和田でございます。川本の後任でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料 2 - 1 と資料 2 - 2 がございますが、資料 2 - 2 は若干大部になっておりますので、資料 2 - 1 に基づいて説明させていただきたいと思ます。

資料 2 - 1 の 1 枚目をめくっていただきますと、先ほど阿部会長の方からお話があったとおりでございますけれども、第 3 期の科学技術基本計画の中にも、科学技術の振興に当たって、いまだにさまざまな制度的隘路が存在していると指摘が多いということで、例示されている事項がありました。今回は中間ということで、すべてではありませんけれども、以下の 6 点について検討をいたしたわけでございます。

内容については次の 2 ページ目からでございます。「1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現」ということです。真ん中の棒グラフを見ていただくとわかるとおりですけれども、日本においては諸外国、先進国に比べますと、博士号取得者における外国人の割合が非常に低い、外国人研究者の割合も非常に低くなっておりまして、これを改善していくためには、魅力的な入国管理制度・査証制度を目指すことが必要ではないかという問題意識の下に、今後検討を深めるべき改革事項として、代表的なものを 3 つほど書かせていただきました。

1 番最初は、研究者の在留期間を 5 年とする入国管理運用の確保ということですが、これはもともとは最長 3 年であったものを構造改革特区制度に基づきまして、全国 36 か所の特区につきましては、平成 15 年 4 月から研究者については 5 年に延長ということが認められたわけです。さらに今年の秋、平成 18 年 11 月からは全国展開し、特区で問題がなけれ

ば全国展開するということになっておりますので、これを全国展開して5年への延長を認めることに既に法律改正はされております。ただし、認めると言いましても、どこの研究機関でもいいというわけではございませんで、法務大臣が省令で基準を決めて、法務大臣が具体的に指定した機関についてということでございます。したがって、実際の運用がどうなるかということは今後の問題でありますので、運用の確保と書かせていただきましたが、なるべく広くいろんな研究機関で認められることが必要だろうと思っております、こういう制度改正が必要だと思っております。

2番目につきまして、在留資格の手續、延長とか変更とかの簡素化でございます。これは、法務省令に基づきまして、原則は対面、つまり直接入管当局とお話をしなければいけないということなんですけれども、IT社会でございますので、郵送とか電子申請等が可能になるようなことができないかと考えております。

3番目でございます。学位取得者、博士号を持っている方の就職活動のための滞在期間延長でございます。これは、もともと90日間だけ認められていたのが、今年、平成18年3月に180日に延長されました。しかしながら、諸外国、国によって若干違いはありますけれども、イギリス、ドイツ等では1年になっております。アメリカでも1年にしようという動きもあります。これを1年に延長できないかという提言でございます。

3ページ目の問題について御説明します。「2.研究者の移動の際の経済的不利の是正」ということで、日本の研究者は先進国に比べると非常に移動が少ないと言われております。この主な原因は、年金、退職金について不利益を被るからではないかと考えられております。こういう年金とか退職金の不利益を解消しないと、自由に移動することがなかなか難しいのではないかと考えられます。そのための改革事項としまして、海外から来られる又は、日本から海外に行かれる研究者もたくさんいらっしゃるんですけれども、2国間の社会保障協定が結ばれていない国に行きますと、もしくはそこから来られますと、両方で社会保障費を払っている。片方は、ある意味ではかけ捨特的になってしまうという問題がございます。これは社会保障協定を結べば解決するんですが、現在のところ英・米・独・韓の四カ国とは、既に協定が発効されており、現在、フランス、ベルギー及びカナダが協定に署名済みで、豪州、オランダとも締結交渉をしておりますから、更にもっといろんな国とこういうものを広げていく必要があるのではないかと考えております。

2番目の問題としまして、退職金の問題があります。退職金は上のグラフを見ていただくとわかると思いますが、ある程度勤続年数を重ねたときから急に退職金の額が増えるという構造になっている会社なり組織が多いと思います。

これを解消するためには、なるべく前倒しで払う、なおこれは強制ではなく選択制にすればいいと思います。次に年俸につきましても、年功序列ではなくて業績連動型の年俸制をより広範囲に取り入れていく必要があるのではないかと考えております。次のページ「3. 治験を含む臨床研究の総合的推進」、これも非常に難しい問題ではございますが、臨床研究と治験という言葉がまず出てきます。治験というのは聞き慣れた言葉かもしれませんが、新しい薬とか医療器具を導入するときに、その前に治験をして安全性とか実効性を確かめるとというのが治験でございます。それを含む人を対象とした医学的な研究、新しいものは使わなくても、新しい手術方法とかを含む新しい研究をするのが臨床研究でございます。臨床研究の中に治験も含まれております。ただし、制度については治験とそれ以外の臨床研究には大きな違いがございます。それが「制度的枠組みの不備」と書かせていただいたところでございます。治験につきましては、現在厚生労働省令、GCPと言われておりますけれども、それに基づきまして制度的枠組み、法律的な位置づけがございます。しかし、それ以外の臨床研究については、そういう制度的な枠組みはございません。したがって、何が問題になるかと申しますと、そういう治験ではない臨床研究を受けられる患者さんの保護が十分に図られないおそれがあるという問題がございます。諸外国では治験と同じように、こういう省令とか法的な枠組みに基づいて規制されているところでございます。これは諸外国並みにすべきではないかということでございます。

2番目が新薬の承認審査体制の脆弱さ。承認が遅いのではないかと問題がございます。現在、2004年の世界の売上げ上位の医薬品約百品目のうち、アメリカでは大体最初に審査されるので、ほとんどの医薬品が全部アメリカでは承認されておりますが、日本では3分の1程度が未承認になっております。韓国も含めまして、米・英・独・仏という先進国につきましては、未承認の薬がそれぞれ1けた以下でございます。日本は30以上という薬が未承認でございます。これは、新しい薬を日本人がなかなか使えないという問題になっているわけでございます。そのために何をすればいいかというのはいろいろあるわけでございますけれども、まず今後特に審査が増える、新薬の承認申請が増えてくるということを考えますと、現在審査を行っております、独立行政法人の医薬品医療機器総合機構の審査体制を充実させていく必要があるのではないかと考えております。

上の真ん中のグラフでございます。日本の審査官はアメリカの約十分の一程度になっております。勿論アメリカに世界で最初に申請されることが多いので当然その分多くの審査官が必要ではございますけれども、それにしても日本では非常に脆弱な環境になっているということで、今後審査が非常に厳しくなることが予想されるわけでございます。

更に国際共同治験の推進という問題があります。国際共同治験は、上のグラフの右側でございますけれども、国内治験の空洞化と題名を付けておりますけれども、93年～2000年を見ましても、日本でやる治験の割合が非常に少なくなっております。これは日本ではスピードが遅い、費用が高いという問題があるからでございます。1つには治験を受けられる方がなかなか集まりにくいという問題があるわけですが、費用が高いという問題についてはなるべくITを使って施設間のネットワークづくりをしてコスト削減するか、治験に関する書類が病院によってばらばらなのを統一するか、こういうことをする必要があるのでないかと考えております。

次のページ「4．研究費の公正で効率的な使用の実現」、これは先ほど阿部会長からも御説明があり、一部研究資金のワーキングでも更に検討していくべき問題も含んでおりますけれども、現在の問題としまして、繰越明許費制度の活用が極めて低調という問題があります。繰越明許費制度と申しますのは、予算は原則単年度主義でございますけれども、この例外として財政法上に定められたものでございまして、支出額がその年度で終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ国会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することができるというものでございます。しかしながら、右のグラフのとおり、平成17年度でも0.08%のものしか繰り越しの実績はございません。余り活用されていないというのが実情でございます。

これは、制度としてはあるわけですが、その使い方がわからない、中身がわからない、どういう場合に使えるのかわからないという問題でありまして、一部は通達指示を改善するというので分かりやすくなっているんですけども、これを更に周知徹底していく、科研費以外の費目についても周知徹底していく必要があると思っております。

もう一つの問題点としまして、競争的研究費の交付時期が遅い。交付時期が遅いと研究を始めてしまっており、もう借金をして研究しなければいけないという問題になるわけでございます。例えばですが、厚労科研費については、平成17年度は約4割が9月時点で交付決定通知がされていないという問題があります。これを9割以上に高めるように目標をつくって、なるべく早急に達成するようにしたいと思っております。

もう一つは、今、世間でも話題になっておりますけれども、裏腹の関係で公正で透明な資金管理体制を確立していくということも重要でございます。

次のページ「5．女性研究者の活躍を拡大する勤務環境整備」ということで、我が国の女性研究者の比率、これは文化系の学部も含んでございまして、研究者の割合が他の先進国に比べて低くなっております。この原因の1つとして、出産や育児の際に一時辞

めなければいけない。いわゆる労働力率がM字型のカーブを描いてしまっている。欧米には余り見られませんが、そういうことがあるのではないかと考えられております。

そのために、検討を深めるべき改革事項としまして、有期雇用者、特に研究者につきましては、例えば3年程度の任期付き任用というのが多くなっており、こういう任期付き有期雇用者も育児休業は取れるようには平成17年4月からなり、現在その改善は相当進んでいるわけですが、未だにこの条件が非常に厳しいという問題があります。例えば、まず1年以上雇用されていて、その後育児休業されて、子どもが1歳になってから、その後1年間雇用される見込みがなければいけないという条件があります。そうすると、3年間の任期付きですと2年目にしか子どもが産めないことになって、非常に厳しいものとなっております。

2番目が、育児期間中における多様な勤務形態の提供ということで、3歳未満の子どもを養育する人については、雇用者は勤務時間の短縮の措置等を義務づけなければいけない。例えばフレックスにするとか、始業時間を繰り下げるとか、終業時間を繰り上げるとかということですが、これは労働者の選択性にはなっていません。自分で選べるものではないという問題。あと在宅勤務が入っていないという問題があって、この辺も改善の必要があるのではないかと考えております。

3番目に次世代育成支援対策推進法というのができて、各雇用者がどういうふうに推進するかという行動計画を各労働局に届け出ることになり、平成16年4月からなっておりますが、これは単に届け出ただけでして、これを更に公表して世の中にさらしてチェックされる体制が必要ではないかと考えております。

続きまして「6. 研究支援の強化」ということで、グラフにあるとおりでございますけれども、研究者一人当たりの研究支援をしていただく方の人数が、アメリカは資料がないのでございますけれども、ドイツ、フランス、イギリスに比べて、日本は非常に少なくなっているということでございます。これはいろんな理由があると思いますが、1つには、例えば大学等ですと定員削減ということになりますと、研究者より支援者の方を削減して、それを非常勤の職員に代替していくということが行われた結果ではないかと思われませんが、いずれにせよ、そういうふうになっていきますと、支援者の専門性や技能の劣化が非常に懸念されるわけでございます。

これについては、定員という非常に難しい問題がありますけれども、研究室単位でこれを解決していくのは非常に難しいことでございますので、例えば全学一括、更に地域によっては全学でもまだ小さい範囲ですと複数の大学をネットワーク化していくとか、あと民

間から派遣してもらおうとか、いろいろな方法で解決を探っていく必要があるのではないかと考えております。そのために、お金の問題が当然生じますので、競争的資金の間接経費を30%を早期達成する必要があると考えております。

最後に「今後の取組について」ですが、先ほどの阿部会長のお話と重なる点が多いのでございますけれども、今回取り上げた課題につきましても、更に検討を深めていくとともに、残された課題、例を下に挙げておりますけれども、先ほどの資金の問題ですとか、その他の問題につきましても調査して改革案を検討して、年内を目的に総合科学技術会議の意見具申として決定するということを考えております。

もう一つ大事なことは、意見具申をして、言い放しであればなかなかうまくいかないのではないかとということです。これを総合科学技術会議としてフォローアップしていくことが非常に重要ではないかと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

阿部会長 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループ座長の薬師寺議員から補足をしていただきたいと思えます。

薬師寺議員 時間もございますので、簡単に補足させていただきたいと思えます。

本文の資料2-2の最初のページの「はじめに」というところに、今の説明にありました最後の部分を書いております。本調査会といたしましても、阿部会長とお話ししまして、引き続き残された課題がどういうものか決めていく。それから、やはりこれは実際に制度としては既にあるわけですけれども、運用に関しては非常にうまく使い辛いですから、我々の中間報告書に書かれているようなことをきちんとフォローアップしていくことが重要であろうということが書かれております。

あと事実関係をヒアリングのところでいろいろ伺ったわけですけれども、すべてを今日申し上げることはできないですけれども、例えば外国人の研究者の比率は、日本全国における外国人の比率よりも少ないということが事実でございますので、よくその辺は御確認をしていただきたいと思えます。

したがって、外国人の研究者を惹きつけるための制度改革があるわけですので、そのところを書かせていただきました。若い研究者が移動しながら、最近保守的だと言われておりますけれども、それはやはり移動ができない。そういう問題がございます。その中で私どもは経済的な問題をまず最初に制度的な問題としてヒアリングを行いました。

治験の問題は、非常に大きな問題でございますけれども、やはり一番大きな問題は空洞

化が起きておりまして、国際共同治験のアプローチだとか、人材の拡充だとか、あるいは新しい制度の確立だとか、そういうことが書かれております。

研究費の公正で効率的な使用の実現は、例えば繰越明許のようなものは既に法的には可能になっているわけですが、統計を見ますとすごく少ない。それはやはり運用の面だということですので、この辺は先ほど阿部会長が御提案されましたように、本庶先生のところでも特に研究費の改善のところはやっていただき、私どものところの制度改革と連動してやっていきたいと思っております。

女性研究者の問題は、育児とかそういう設備の問題がございますけれども、一番大きな問題は女性の研究者が、例えば結婚して子育てをしたときに、博士を取って論文を書く、そして業績の期間の中に育児の期間も入っている。それから年齢制限等々がございますので、そういう問題がヒアリングの中で明らかになりました。

研究支援の問題は、先ほど参事官が説明しましたように、定員の問題がございます。その場合に、いわゆるノンテニユアと申しますか非常勤雇用ということがございますので、それは期限を決めて解雇せざるを得ない問題があるという問題がございます。

いろいろございますけれども、この中間報告書では間口を広げずに、まず第一に我々が今この6つの問題で、どこが一番ベーシックな制度的な問題で我々が提案できるかというものを書かせていただいております。

以上でございます。

阿部会長 ありがとうございます。それでは、質疑応答の時間に入らせていただきます。大変急で恐縮ですが、ワーキンググループで一昨日固まったわけでありまして、時間がほとんどありませんでしたので、余りごらんになってない方もおられるのではないかと思います。どこの部分でも結構でございますので、御意見をいただければありがたいと思っております。

中西専門委員 研究費の問題は、読んだとき余り簡単なのでびっくりしてしまったのですが、今日お話を伺って安心いたしました。ここでは、競争的資金のことが主に書かれるのかもしれませんが、私どもの研究所などは、NEDOの研究資金とかが非常に大きな問題でして、殊にその費用で雇用されるポストドクの人々の自由度の問題は、本当に人間的な将来の問題がありますので、是非その点についてはその本庶先生のワーキンググループの方でも取り上げていただきたいと思っております。

もう一つだけですが、ここに直接関係することでは必ずしもないのですが、研究

者という者の定義がないというところで、研究者の定義が非常に狭い意味の研究者を意味しているように思われるんです。今、大学だとか、国立研究所だとか、あるいは企業の非常に大きな研究所の研究者というものを、いつの間にはそういうものをイメージして書かれている。しかし、そういう人は外側にいる、あるときには研究をし、あるところにはある種業務的なものをする人だとかさまざまな、お役所にいて研究所に戻ってくるとか、そういう人たちを含めて研究者という人材を考えた方が、いろんなキャリアパスだとか、さまざまなポストクの将来性の問題だとか、いろんなことを考えたときにいいと思うんです。

そういう意味で言うと、ここで研究者という言葉を使うときに、あらかじめ何らかの定義をして臨んだ方がいいのではないかというふうに思います。

以上です。

阿部会長 ありがとうございます。2番目の御意見については、薬師寺座長の御意見もいただきたいと思いますが、最初のご意見は本席議員にきちんとお伝えすることにいたします。

先生、何かございますか。

薬師寺議員 中西専門委員のおっしゃった研究者に関しましては、我々はやや漠としてとらえて議論いたしました。その理由は、定義をいたしますと、いろいろな法的な問題、例えば入管の問題とかが入っておりますので、法務省の入管局の方々が考えておられる研究者というジャンルでございまして、我々の議論の中には研究者だけではなくて、多分先生方も御存じあるかないかわかりませんが、例えば数学を留学して勉強して、そして今までは日本に就職したときに、数学以外のところではできなかったという時代がありました。そういうものは随分よくなりました。

卒業した留学生在が研究者が就職したときに、どれだけの就職期間があるかということで、今まで90日しかなかったんですけれども、ようやく180日になったとか、それを我々は国際規格で1年にしたいというような、研究者以外の問題も取り扱いましたものですから、ここで言っている研究者というのはやや広い意味で、先生がおっしゃったような意味で広く考えなければ私はいけないと個人的には思います。

田中明彦専門委員 本当にざっとしか見られなかったんですけれども、3つほど細かいことも含めてなんですけれども、1つは今の外国人の研究者のビザの問題をできるだけ進めていただくというのは非常に重要なことだと思います。

ただ、私の関係した例で、理科系の方は余りお通りになってないかもしれませんが、国際交流基金というのが外務省管轄の独立行政法人であって、この国際交流基金から

フェローシップを出して、人文社会系の研究をやっている外国人がいるんですが、その人が学振のフェローにその次に代わって、もう一回滞在すると言ったところ、在留資格を変えなければいけないと言われたんです。国際交流基金だと、多分文化活動とかになって、それで学振になると研究になるというのは、これもしようがないのかもしれないけれども、おおむね国際交流基金で人文社会系の人にフェローを出しているのは研究活動でやっているんです。ですから、その辺り私の事実誤認があればあれですけども、やはり少し研究者の定義も含めて余り、さっきの移動と同じフェローシップもスカラシップをもらうたびに在留資格が変わるといことだと面倒くさいと思います。

2番目に研究費のところ、繰り越しの問題で、私もこの会議に出させていただいているので、こういう制度ができているということは存じているし、今日いらっしゃらない小宮山総長も学内では繰り越しがあるんだからちゃんと使えといつも言っているんですけども、私の印象で言うと、一番研究者と相対する会計担当の皆さんがとても不安があるんです。ですから、制度としてはこうやってできますと言われても、本当にやって大丈夫なのか、やるためにどういう書類をつくらなければいけないのか、書類の作り方を間違えたら最近のいろいろな問題がありますように、不正だと言われるのではないかと。そうすると、一番末端のところの会計事務をやっている人たちが、大きな声では言わないけれども、先生3月末までに使えるんだったら、やはり何とか使ってもらった方がいいんですけどもねという調子が、どこかで出てきてしまうんです。

ですから、これはやはり研究者もそうですし、特に一番末端の事務処理をする方々が、それなりに安心できるようなマニュアルのようなものをしていただくということが非常に重要だと思います。

サポートスタッフの件も非常に重要で、ここで取り上げていただいたのでありがたいのですが、非常勤職員への代替で劣化しているというのもそうだと思うんですけども、これも私の印象ですけども、常勤の事務職員の方の1つの問題点は、2年か3年で異動することが多い、そういうことをする国立大学法人が以前、当然かもしれませんが、組織で常勤の事務職員というのは、ある程度待遇とかキャリアパスのことを考えて、2年か3年で異動させることが多いです。そうすると、研究室とかある段階にとってみると、かえって4、5年とか中期・長期にわたる研究支援について、常勤スタッフに頼れない。逆に非常勤スタッフが中・長期の研究室の組織記憶を担っているということがあって、そういうことからすると、必ずしも全学的に一括的に集中管理するのがいいかどうか。一括して集中管理して、またローテートされてしまったら、かえって困ってしまうところも出

てくることもあるかと思いました。

非常に細かいことばかりですが、以上です。

阿部会長 2～3人の御意見を伺ってから薬師寺議員にお答えいただきたいと思いますが、繰越明許についてだけ申し上げますと、御存じかもしれませんが、財務省、文部科学省が連携して大分頑張ってくれまして、今年の4月から大幅に広げることができたと私は認識しておりますが、今、田中専門委員のおっしゃったように、実際はそれでも末端でどれだけ有効に繰り越しができるかというのは、クエスチョンマークですので、私としてはワーキンググループで陪席をさせていただいて申し上げたのは、1年ぐらい様子を見させていただいて、そうするとやはり新しい制度に対する実態がいろいろわかってきますので、その時点で総合科学技術会議としてどういうお手伝いをするかを議論することをやる必要があるのではないかと申し上げてはおきました。今そういう意味ではトランジェントだと思います。

荒川専門委員 荒川でございます。3点ほど申し上げたいと思います。まず1番の外国人研究者の優秀な人材の獲得という点であります。ここに書いてあります事項は大変重要でありまして、これらが実現されることによってより滞在しやすくなる環境ができるというのは、そのとおりだと思います。

一方、これはある種入口の話でありまして、出口と申しますか、これを社会が受け入れる側の体制というものも、更に整えていく必要があるのではないかと思います。すなわち、研究者の定義は先ほど御議論がありましたけれども、私は工学の分野ですので工学のエンジニアも含めて研究者を考えたとしますと、やはり産業界で活躍して、そこで価値を創出していくことが、この外国人の研究者たちに求められることであります。そのためには産業界が受け入れやすい税制とか、何らかの制度づくりも必要ではないかと思います。

そういう意味で、入口の側は大変いいと思いますが、出口の側も更に制度設計をしていただきたいと考えております。

2番目ですが、だんだん細かい話になっていきますが、先ほどお話がありました研究費の件に関わることでございます。一番最後に公正で透明な資金管理体制の確立について、先ほどの田中先生のお話にも関連しますが、これを会計事務の人が厳密に管理しようとしますと、より狭い範囲で運用されることになるわけでありまして、適切な能力のあるマネージャーを養成するシステムも併せてつくっていただき、その人たちに裁量を持たせる方向が可能になるような施策も必要ではないかと考えております。

もう一つ関連して申し上げますと、私は、今年度から振興調整費でイノベーション拠点

に携わらせていただいておりますが、例えば学生に謝金を払おうとすると事務は無理だといえます。雇用しなければいけないというわけです。大学の立場で言いますと授業料をもらっている人間に対して雇用するというのは、やはり矛盾したものになってくるわけです。そういう意味で、実情に合わせた資金の運用が、会計マネージャーの裁量の下で展開されるようなシステムをつくっていくことを期待したいと思います。

3つ目は、女性研究者の件です。これは大変いい制度だと思います。私の家内が働いている経験で申し上げますと、今、御提案になられているのは休む方向の制度だと思いますが、むしろアクティブな状態を保つような制度というものもつくっていただきたいと思います。

すなわち、例えばベビーシッターを常時雇えるような資金的な援助をする。それによってその人は常にアクティブな状態を妊娠しても保てるとか、休む方向ではなくてアクティブな状態をどうやって保つかという視点での施策が必要と考えております。

田中耕一専門委員 今回こういうふうには制度改革について討議、検討されまして、問題点等をわかりやすくまとめた資料をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。

今回、資料 2-2 の 10 ページの治験を含む臨床研究の総合的推進に関して、特にコメントを差し上げたいと思います。これを読むことによりまして、私が滞在していたイギリスでの不思議な経験をやっと理解ができたと言えます。どういうことかと言いますと、6年間滞在していたのですが、現地日本人向けの雑誌に毎週のように治験被験者募集の広告が載っていました。こういったことは日本ではありえませんか。また、現地で日本の製薬メーカーが売っている薬が日本国内では手に入らないという不思議な現象が起きておりました。それがなぜかということは、今回取り上げられた問題点があったからではないかと思えます。

いわゆる薬を開発するというだけでなく、現在、私も病気の診断にいろいろな方法を開発することに間接的に携わっているのですが、例えばそれを診断するために病気の方と健常者の方、その両方からサンプルを集めなければならないんですが、なかなか健常者の方のものは集まらない。あるいは、サンプルの集め方とか測定の方法がばらばらなので信頼性が低く、せっかくいろいろ努力してもそれが生きてこないという問題点が、本当にあちこちで起きています。

こういった問題点が明らかになっておりますので、ここに記載された隘路と言いますかボトルネックを解消して、日本の科学技術を日本で生かすという、もっと広げて言えば健康になる方法とかやりがいを見い出して、そういったさまざまなよい影響を生み出すことが期待できます。こういったことに関して具体的に改善していただければうれしいと思います。以上です。

阿部会長 ありがとうございます。大変難しいことに、今、チャレンジしようとしているわけです。

貝沼専門委員 頂戴した資料を一応読ませていただきました。その中で、1点目は優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現の中で、2国間の租税条約締結の拡大というところがありますが、これは非常に大事なところだと思っております。

第3期計画をつくる時、国際問題は世界に勝る科学技術を推進するということと同時に、日本の技術を国際貢献に使おうという2つの視点があったと思うのですが、前者はここに十分書かれておりますので、後者の国際貢献の方を申し上げます。私どもは筑波に国際貢献を目的にした国際農林水産業研究センターという150人ぐらいの研究所を持っております。世界の食料を安定的に供給することで、途上国に研究者を送り、あるいは国際研究機関に送って研究を進めるのですが、最近の動きとして、特に独法化してから、大学も法人化されて国立ではなくなりましたので、途上国の方から6か月以上、あるいは10か月以上滞在した場合には、その人の収入の3分の1を税金として収めることを要求されたりする話がぼつぼつ出始めているようです。

ですから、この中で56か国が既に締結されているとなっておりますが、実際にそういう問題があるところをきちんと調べて、そういうところとの締結をやっていただけると大変ありがたいと思います。それが1点目です。

2点目は、研究支援システムのところですが、文章で本来研究支援者が行うべき業務、例えば競争的資金の獲得のための資料の収集、申請書類の作成と書いてありますけれども、本当にこういうことは研究支援者の仕事かどうか私は疑問に思うところがあります。

私の友人達はアメリカの研究者が多いのですけれども、彼らはNIHとかNSFとか、あるいはUSDAからお金を取る時のプロポーザルを書くことに大変な時間を使っています。スーパースターの100人ぐらいのグループを持っている先生は別として、せいぜい10人とか20人ぐらいのグループでやっている人たちは、これが彼らの仕事だと考えて、かなり時間を費やしているのではないかと思うのです。日本と違うところは、書類をつくる最後のところはセクレタリーにきちんとフォーマットにはめてもらいますが、書

類はやはり研究者がつくるのではないかと私とっておりました。これを日本では研究支援者の本来の仕事として与えるという例示は少し気になります。

もし例があれば、もう少し研究支援者にお願いすべきものでもって例示すべきではないかと思えます。

阿部会長 ありがとうございます。最後のところは、私もそうおっしゃられると気になります。

森専門委員 研究費の繰り越しとか研究支援とかについても意見があったんですけども、もう既におっしゃられましたので、主に外国人研究員についてお話ししたいと思います。私の研究所は、非常に小さいですが、外国人が非常にたくさん来ます。京都大学の中でずっと規模の大きな工学部と比べても、どちらが外国人研究者の訪問者が多いかわからないぐらいです。

そういう意味で見えておきますと、数学という分野の特性かもしれませんが、長期滞在者はそんなに多くはありません。その代わり非常に多くの短期滞在者がいます。大体いつ見ても、10人から20人ぐらいはいます。

そういう立場で見ると、長期滞在の人を増やそうと思ったら、やはり短期滞在の人に好印象を持ってもらわないと話が始まらないと思えます。

そのためには、やはり地味なことですが、ビザ業務の迅速化というのは非常に大事です。そのほかにも、最初の「はじめに」のところにだけ触れておりますけれども、短期滞在、例えば3か月程度の滞在の場合に、住居をどうするかという問題があって、自分の研究所で住居を持っていないければ借りるわけですが、そういう場合に連帯保証人になる必要があります。そういうことは細かいことですが、受入研究者にとっては大変な負担です。あと健康保険の問題もあります。1年以上ですと国民健康保険に加入できますけれども、短期の場合には制度上加入は難しくなります。そういった問題を考えていただければと思えます。

あと、ここで考えている外国人研究者、長期滞在の場合はどういう方を想定しておられるのか余り思い浮かびません。

数学の場合ですと、何十年か前ですと1年、2年滞在というのは確かにありました。ですが最近是非常に少ないです。大体3、4か月ぐらいの人が多いです。例えばアメリカの

場合でも夫婦共働きが多いですから、夫一人が来て数ヶ月以上滞在するというのは難しいわけですね。そうすると、むしろ3か月、4か月、そういうオーダーの滞在者です。更にもうそのような形で毎年訪問するような研究者に対しては、外国の研究機関と半々の契約が可能であれば、有力な選択肢だろうと思います。実は私の場合にもそういうことはあって、アメリカの大学と日本と数年間行ったり来たりしていましたがけれども、そういう半期ずつの契約を長期にわたって結ぶのは違法なわけですね。それができないので、行くたびに契約を結んで、やはりだんだん面倒くさくなってやめてしまいました。もしそれができれば、日本人が外国に行く場合、あるいは外国から人を呼ぶ場合、どちらにも役に立つのではないかと思います。例えばアメリカとヨーロッパの間では、そのような雇用形態の例はあるようです。

最後ですが、若手の場合も当然博士課程、あるいはポスドクの場合も想定していると思うんですけども、やはり博士課程とかポスドクの任期の次の職探しというのは大問題で、その場合外国で探すのであれば、やはり日本というのは地理的に不利だというのは、これはどうしようもないですね。

あと国内で探す場合には、まず日本人でも大変になっています。ですから、外国人を特別扱いすることはできませんから、まず全体としてポスドクの受け皿をどうするか。先ほども出口という言葉がありましたけれども、そこを考えないとやはりうまくいかないのではないかと思います。

阿部会長 ありがとうございます。この辺で薬師寺座長から御発言をいただきたいと思っております。

薬師寺議員 全部の御意見に正確にお答えすることはできないかも知れませんが、外国人研究者のところでも中間とりまとめで書かせていただいたのは、やはりどちらかという先生たちもう御存じのように、外国人の入り方の問題と、入ってきて生活をして、どれだけ長くいるかという要求がインタビューのときに非常に多かったわけですね。

例えば、田中明彦先生がおっしゃったような、フェローシップのポータビリティの話も一応伺いましたけれども、それは制度的にどういうふうにするかということは、積み残しとして我々は考えましたけれども、この中にはシユアな制度改革というものを方針として書きましたものですね。少し言葉のニュアンスとしては入っておりますけれども、全体を網羅した形では入っていないということでございます。

なお、ビジネストラベルカードのように、数次で入っていくという問題が非常に言われております。

森先生がおっしゃったような、住居の問題、学校の問題もきちんと議論いたしました。ただ、それが制度的にどういうふうになるかという点から言うと、今後の問題だというふうに我々は認識しております。

税金の話は、もう既におっしゃっていただいたので、無駄のないような租税協定の締結ということをご議論しております。これは5ページでございます。

移動の話は、特に御質問があったかどうか確認できておりませんが、結局研究費の末端、末端と言う言い方がよくないんですけれども、事務レベルの問題はほかの先生がおっしゃったわけですけれども、23ページにはそういう現場への周知徹底をするということが、そのニュアンスとして入っています。これは恐らく役人用語だと思いますけれども、これは事実関係としてはきちんと押さえ、運用に関してはこういう書き方をして、最終的に我々総合科学技術会議、先生方も含ませていただいておりますけれども、きちんとフォローアップするというようなロジックで書かせていただいているということでございます。

女性研究者に関しては、ここの中では一番大きな問題として研究を中断する制度の問題が指摘されました。議論の中では、女性研究者の先生たちは、それで止まってしまうということに対する制度的な問題がある。雇用者の問題としてもある。実際に、それを継続してやるにはどういう制度があるかというのは議論をいたしました。ですから、我々は育児でそれで止まってしまうというだけを議論したわけではないということを御説明させていただきたいと思っております。

あと、いわゆるリサーチスタッフ、アシスタントを、どのようにするかというのはいろいろな仕組みがあると思っております。今の問題は31ページに書いておりますように、非常に雇用状況が悪化しております。優秀なリサーチのお手伝いをする人たちが、支援者が、非常に質的に競争で得難くなっております。その問題をやる場合には、やはりセントラルにある程度やっている大学のヒアリングを行いました。しかしながら、実際にそういうリサーチ支援者が動くところは各部局でございますから、部局に関する手当もきちんとやるんだという意味で、雇用状況は非常に悪いものですから、中央でやるのも1つの考えだと書かせていただいております。そういう例があるというふうに書いておりますので、そういう点ではややバランス的には玉虫色ようになってはおりますけれども、研究支援者が重要だということは、きちんと制度的な問題として書かせていただいているということでございます。

阿部会長 ありがとうございます。制度だけですべてが解決するというのは、議論を

伺えば伺うほど限られているわけで、意識改革だとか、インフラだとか、運用の問題だとか、色々なことを一緒にやっていかなければいけないので、それをどこまで書き込むかということも今後の課題だろうと思います。相当書き込んでいる部分もありますが、そうでないところもあります。

色々な御意見をいただいて参考にさせていただきたいと思います。

柳井専門委員 2点だけでございます。第1点は、研究者の国際的移動に関する部分でございまして、この中間報告の中で2つ国際協定に触れられております。1つは、社会保障協定、また年金協定。もう一つは、租税条約でございます。この2つの種類の条約は、かなり事情が違うと思うんです、日本の場合には年金協定というのは比較的最近締結を始めて、これは私も現役時代に担当したことがございますが、大変に複雑な協定でございます、手間のかかる協定でございます。それだけにしっかり今後関係省庁、特に外務省、厚生労働省に陳情する必要があると思うんですが、特にどういう国との締結を今後優先的に取り上げるかという点について、この場ではなくて結構でございますが、事務局を通じてでも教えていただければ、陳情のお手伝いをしたいと思います。租税条約につきましては、この中間報告にもありますように、もう既に相当多くの国と締結しておりまして、具体的にどういう国と今後締結する必要があるか、研究という観点から、その辺を教えていただければと思います。これが第1点です。

第2点は、先ほど田中明彦先生がおっしゃった点をサポートするというところでございまして、特に外国から来る研究者の在留資格の問題でございます。私も今、勤め先の大学で具体的な問題を抱えておりますが、研究者として入ってきて、非常にいい研究者が来たからということで、ちょっと片手間に学生に講義をしてもらおうかということになりますと、これは資格外活動になりまして、下手をすると違法滞在になります。ですから、その辺の資格、特に研究者と教授の資格というのは、もっと柔軟に変えられるようにしていただきたいと思っておりますので、この辺も是非今後取り上げていただければと思います。

ありがとうございます。

阿部会長 どうもありがとうございました。また、よろしく願いいたします。

溝口専門委員 私は、この計画のフォローアップに関して若干のコメントをさせていただきたいと思っております。先ほどの御説明にございましたように、改革の進捗を総合科学技術会議としてフォローアップしていく。大変重要なことで、結構なことでございます。具体的にどうするかということになるわけですが、なるべく具体的な目標、できれば数値目標のようなものを、担当の省、担当の局、担当の課、場合によると担当の係ぐらいまで

下りるんだらうと思うんですけども、どこが責任を持っているかということをはきちっとしておきませんと、大体御題目で終わるといふことが多いわけではあります。

近年役所の方は、行政改革の一環といたしまして、各省政策評価を毎年1回やることになっております。その政策評価の中には、なるべく数値目標を入れなさいといふことがありまして、それは各局、各課、結局係ぐらいのところまで下りていくわけではありますけれども、そういうことが政策目標をつくってフォローアップする過程で明確になってまいります。

したがって、この計画につきましては各省にまたがるわけではありますから、各省とどこが責任を持ってやられるのかといふことを、この計画を実施する際によくお話しになる必要があるし、フォローアップの際はそういうところからお話を聞く必要がある。

計画全体をやられる科学技術会議におきまして、この分野はだれが責任を持っているんだといふことを、なるべく明確にしてやっていく必要があるのではないかとおぼやかします。これが1つではあります。

そういう意味で、各省の政策評価書、あるいはその中での政策目標に入れられるように、なるべく各省とお話しするといふことが大事ではないかとおぼやかします。

勿論、そういう数値目標になじむもの、なじまないものがありますので、そこはよくお話しになる必要があるとおぼやかします。ただ、予算の執行につきましては、これはかなり数値目標になじみ得ると思おぼやかします。予算規模そのものをどうするかといふことになりまして、これは議会の承認を得て行うことになりまして、新規の予算規模をどうするかといふのは、なかなか数値目標にするのはし難いと思おぼやかしますけれども、一旦決められた予算を執行するといふのは各省の責任であり、各局の責任、各課の責任、担当係の責任でありますから、そこは割とできやすいのではないかとおぼやかします。

項目4の研究費の公正で効率的な使用の実現の中に、繰越明許制度の活用といふことが出ておきまして、これを見まして、財務省に私も念のため聞きまして、財務省は予算の効率的な執行のために是非この制度を有効に活用してほしいといふことではありますから、先ほど田中先生からございましたけれども、結局現場再度にどうやってよく説明をし、どうやって理解してもらおうか。これも具体的にやらないと、かけ声では進まないと思おぼやかします。マニュアルといふお話もありましたけれども、それに近いようなものをつくって会計の担当者、あるいは各プロジェクトをやる人たちを集めた会計からの説明とか、そういう具体的な行動が必要ではないかとおぼやかします。

この中に研究費の交付時期の早期化といふのが出ておきまして、これなども非常に数値目標化しやすい分野でありまして、これはよくお考えになると可能ではないかといふ感じが

いたします。

阿部会長 非常に具体的な御提案をいただきまして、ありがとうございました。

北城専門委員 残された課題以外のことでよろしいんですか。

阿部会長 どういうことですか。

北城専門委員 例えば、中間報告の6つの課題以外の制度的阻害要因について、8月～9月にヒアリングされると書いてあるので、こういう分野をヒアリングしていただいたらどうかということでもよろしいですか。

阿部会長 それは、今日お話を伺ってもいいですけども、後で委員の先生方に事務局から、どういう項目についていろんな御提案をいただくことをまず事務的にお願いしようかと思っております。我々ももう既に議論しているのもありますし、第3期基本計画のワーキンググループでも御提案があって、例示に入っていないものもたくさんございますので、是非それはいただきたいと思いますが、特に今日言っていただいた方がよければ、どうぞ。

北城専門委員 それでは簡単に、今回科学技術の振興及び成果の社会的還元、これは2つの側面があると思うのですが、この6項目は結構なんですけど、3項目目の臨床研究を除くと、どちらかというと科学技術の振興についての次第が多くて、成果の社会的還元のところが少ないのではないかとということで、例えば、1つは企業側が研究成果を利用する上で、どういう制約があるかということを経営側に聞いていただいたらどうか。特に企業から見ると一人の先生とは研究ができて、複数の先生を組織化して何かの課題に対応していただくのは日本の大学は難しいということ。

もう一つは、アメリカを見ていると研究成果を実用化する上で、ベンチャー、起業家が利用方法を必死に考える。ところが、日本は大学発ベンチャーを1,000社つくったけれども、なかなかうまくいってない。そこで何がうまくいってないのか、経営者がいないということもあるでしょうし、特に創業時の資金が集まりにくいために研究成果を実用化するためのベンチャーが起きにくいということもあるので、そこら辺は科学技術の分野での、例えばものづくりの分野でベンチャーで取り組んでいるような方を聞いていただきたいと思えます。

阿部会長 ありがとうございます。その辺のさまざまな制約が何かということは、これからの大きい課題の1つだと思います。

戸塚専門委員 研究支援に関して、一言申し上げたいと思えます。研究支援者と申しま

しても、いろいろスペクトルがあろうかと思いますが、私は物理科学の研究をやってきたものですが、特に諸外国と比べて問題なのは、熟練技術者の不足ということでございます。熟練技術者数を外国と比べるとやはり3分の1以下ではないかと思えます。これは研究をする上で死活の問題です。ただし、日本では今までどういうふうに来てきたかといえますと、これは日本と外国とのユニークな違いですが、企業との共同研究すなわち企業からの熟練技能者との共同研究で、我々は最先端の技術開発を行ってきたということがございます。ただし、景気後退その他で、企業の方も我々のようなもうからない研究に対する基礎的な熟練技術を保存するインセンティブがだんだん薄くなっていくということがございまして、私は今後の物理科学の技術水準の競争に関して大変危機感を持っております。この辺もし可能ならば、どういう方法があるかよくわかりませんが、例えば企業の熟練技能に関する共同研究に対して、何らかのサポートをお願いできればと考えております。研究支援というのは、単にアシスタントだけではないということを是非御理解いただければと思います。

阿部会長 ありがとうございます。余りアシスタント的になると確かに偏りますね。

長谷川専門委員 2つあります。1つ目は、外国人研究者を日本に惹きつける制度のことなんですが、イギリス、アメリカなどと比べてすごく少ないというのはいろんな理由がありますけれども、言葉の問題が物すごく大きくて、日本語という特殊な言葉で日常生活、及びいろんなことをしなければいけないということは、物すごくネックになっています。特に大学とか研究所内でのさまざまな書類が全部日本語でなければいけないのが普通だというのが、何とかそれを英語に改善しようとか、一生懸命事務サイドでやっていますが、それは事務の問題で、ここにも事務のレベルでの英語のレベルアップとか研修をすると書いてありますが、それも随分時間がかかるでしょうから、せめて学問上の問題ではないいろいろなことに関して、英語でスムーズに事が運べるようなことを支援することを、割と緊急にやっていただけると随分生活上の不便さは減ってくるのではないかと思います。

そういうことを、総研大の関係の研究所の幾つかで、全部事務的に英語で通るようにするという実験もしてみたこともあるようなんですが、そうするといいことはいいんですが、もう一つの、特にポスドクとか学生ぐらいになると、せっかく日本に来たのに全部英語で暮らして、英語だけで帰ってつまらなかったという人が出てきて、何か日本であることの特殊性を生かしながら、でも関係ないところは全部英語で通るといような、日本語の特殊性ということを考えて何かすごく工夫が要るように思います。

もう一つの4番目の研究費の効率的な使用のことなのですが、勿論使い方、交付の時期とか、そういうことはそうなのですが、もう一つ研究に対する評価の結果が、どういうふうに研究の中に反映されたかということが、もう少し透明性を持ってわかるようになるべきだと思います。ここ数年で評価をするということ自体は、かなり浸透してきて、みんな一生懸命やるようになりましてけれども、評価をした、これだけみんな忙しいのに労力をかけてやった評価が、実際にどういうふうに生かされて、どういうふうに採用されたのかということに、いまいち不透明性があって、そのところをもうちょっと明らかにすることにしていかないと、公正な使用とかの方も影響がありますから、使い方自体厳しくするだけではなくて、研究成果に関する評価を実施するだけではなくて、評価を実施がどのように反映されていったかということの透明性を持っていただきたいと思います。

阿部会長 最後のところは、今度、本庶先生にお願いする研究資金ワーキンググループにも密接に関係すると思います。あとは研究資金ワーキンググループの方と一緒にやっていただければと思います。

谷口専門委員 これを拝見いたしましたして、私の印象とお願いを申し上げたいと思います。ただ、前提は資料2-2の中間報告案という本文を読んでおりません。したがって、誤解があるかもしれませんので、そのときは御勘弁をいただきたいと思います。

少なくとも私にとって3番の治験を含む総合的な推進というもの以外は、大分前から聞いていたお話であります。より具体的にデータを付けていただいて、わかりやすくなって、説得力も出てきたということで、大変感謝しておりますというのが率直な印象であります。

それがゆえに、このデータの取扱いというのが、本文に書いてあるのかもしれませんが、気を付けないといけないので、このエグゼクティブサマリーで一言ずつ触れておいていただいたらありがたかったと思っております。

例えば、第1番目の外国人研究者の件であります。ここに書いてあるグラフのデータベースは全部同じなのだろうか、データが出るとよけいそれが気になるわけです。これは制度だけでこうなっているのかというと、多分そうではないはずなんですけれども、この主題は制度改革ですから、それはそれでいいにしても、データベースが間違っていない、同じ母数を使っているとか、同じデータベースであるという何か断り書きをつけていただきたい。これはこのページだけではございませんで、6ページ目の5番目もそうですし、6番目もそうです。すべてそういうデータベースが同じになっているのかどうかと

というのが、私はちょっと気になりました。これが1つです。

2つ目は、制度的な問題でこうなっていますと。では、これを変えたら、この主題であります科学技術の振興と成果の社会への還元が、どのくらい出てくるのですかということが問題なんですね。制度改革そのものが目的ではなくて、それをやればどうなるのかということが非常に大事なので、説得力を持つためにはそこのリンクづけが要るんだろうという感じがいたしました。これは、あらゆるところで気になるんだろうというふうに思っております。

4番目の繰り越し実績であります。先ほど話が出ましたが、これは何も科研費だけではございません。我が日本国の予算というのは昔からこれで悩んでいるわけです。それにしても、せっかく制度ができたのに0.08%というのはえらい少ない。先ほど阿部先生から解説がありましたように、これをきっちり言うために分母・分子は何だということもしっかり書いておいていただいた方がわかりやすいし、これは件数とは全然リンクしておりませんから、多分金額そのものの前補助金の繰り越し分が分母・分子なんだろうと思うんですけども、補助金ではなくて科研費全体でどうだということも気になります。こういうものが我が日本国全体としては相当考えなければいけないテーマだと思っています。したがって、分母・分子をしっかりと書いておいていただきたいと思いました。

そういうことがちょっと気になりました。余り本質的ではないかもしれませんが、データが出てデジタルに表示されればされるほど、ちょっと気になってきたなということでもあります。

阿部会長 ありがとうございます。少なくとも出典は書いておいた方がいいですね。出典も書いてないがあるので、今、御指摘いただいて気になりましたけれども、いろいろありがとうございました。

原専門委員 3点ございます。1つは、目次を見たときに、先ほど御意見が出ておりましたけれども、1～6まで並んでいて、3以外は研究者がよい研究を進めるためには、どうしたらいいかということが書かれていて、これまでも既に取組みがされているところで、特に今回3について全く素人からすると、新しい情報をたくさんいただいたというふうに思っております。この6つの中で国民への還元という観点から優先度をどういうふうに付けていくのかというところを考えると、この治験を含む臨床研究の総合的推進というものを、是非充実した体制で進めていただきたいと思います。

私、今お話を聞きながら、資料2-2を読ませていただいたんですが、17ページの一番

下の注書きのところに「2004年の世界のベストセラー上位100医薬品のうち31%は日本でまだ利用できない」ということですね。せっかくいい医薬品が出てきても、治験ができないために国内で利用することができないというのは、やはり国民にとっては残念なことですので、全体的にいろんなところに問題があるんだということが、読む中で大変よくわかりましたので、是非重点課題としてやっていただきたいと思います。これが1点です。

2点目なのですが、内閣府の中でこの会議が持たれておりますが、私も内閣府の規制改革会議の方に所属をしております、こちらとリンクする話もたくさん含まれております、1つは特区との連動の話で外国人研究者の在留期間の話が出ておりました。

それから、女性研究者の活躍を拡大する勤務環境というところでは、女性がもっとアクティブに働くための仕組みづくりを検討していただきたいというお話が委員から出ておりましたけれども、これについても保育サービスの提供というところで、今まさに規制改革会議でも取り組んでおりますので、私としては政府全体としてこれをまとめて最終12月に出されるということであれば、総合的にリンクしてうまく政策提言できるように持っていていただきたいと思っております。それが2点目です。

3点目は、繰り越しのことについてなのですが、繰越明許費制度、恐らく携わっていらっしゃる方は、勿論この言葉でわかると思うのですが、一般の人は何を言われているかきくとわからないというふうに思いますので、言われていることは大変重要なことなので、しばらくは括弧書きか注書きを付ける形で、世の中に提案していただけたらと思います。

もしうまくいけば、ほとんどの予算が今、単年度主義でやられているわけですから、そこに風穴を開けるということにもなると思って、私は大変チャーミングな仕組みだと思って見ておまして、その割に実績が少ないというところでは周知をなさるということだったんですが、金融分野では、例えばこういうことをやった場合に、それは法律に抵触しないかということで、アクションレターで行政に問い合わせするという仕組みを設けているんです。これは金融に限らず、ほかの政策もそうだと思いますけれども、そういう形で、先ほど会計を扱っている現場に行けば行くほど、これやって大丈夫かという話が出てくるということでしたけれども、私としては今回適正に資金が使われるということで、管理の仕組みをつくるということが本文の25ページに「公正で透明な資金管理体制の確立」ということが掲げられていて、是非これをお願いしたいと思っておりますが、この中にこうやるとだめなのか、こうやると引っかかるのか、それともクリアーして使えるのかという辺りは、私はやはり現場ではそれぞれわからない不明な部分もあると思うので、そういうのをきちんと問い合わせたら回答ができるような仕組みづくりも合わせて検討していただ

けたらと思います。

阿部会長 ありがとうございます。規制改革会議との関連については、既に言われておりますが、この中間報告から最終報告に行く過程で、いろんな詰めを行わなければいけないと思いますので、何らかの連携を是非させていただきたいと思います。

薬師寺議員 最後に原先生がおっしゃった、問い合わせの問題、これは最終的には推進専門調査会の中間報告書になりますので、そういうものがもし入れれば入れたいと座長としては思います。少し事務局と調整をさせていただきたいと思います。

溝口専門委員から、先ほど非常に前向きに言っていただいた数値のところの問題も、そういう御提案ですので、どれだけうまく入るかわかりませんが、入れさせていただきたいと思います。

柳井専門委員からも、外国人の問題等々に関してもやはり外務省と連携をすると。特に各国ごとの提携というものが有りますので、その問題をどういうふうに入れられるかわかりませんが、入れさせていただきたいと思います。

田中専門委員のポータビリティの問題を、どういうふうに文章にするか少し考えさせていただきたいと思います。やはり委員の先生のお話は非常に重たいというふうに我々は思っておりますので、この中間報告の中にどれだけ入れるか少し考えて、それで早速先生方に案を出して、それでよろしいかということを確認する手続きをしたいと思います。

谷口専門委員の数字の問題は、少しプレゼンテーションの問題としてもきちんとやっていきたいと思います。

阿部会長 ありがとうございます。ひと当たり御意見いただいたんですが、実はワーキンググループに入っておられて、今日御出席いただいている小宮山専門委員、若杉専門委員には御意見いただいてないんですが、もし何か御発言がありましたら、どうぞ。

小宮山専門委員 たくさんワーキングの段階では気がつかなかった問題点を出していただいて、真摯に受け止めるべきだと思います。

私は、今回是非総合科学技術会議の方をお願いしたいのは、やはりフォローアップ、書いたというだけにならないように、いろんなレベルのところまで止まるので、どうして止まっているか、どれくらい進捗したのかという辺りを、きちんとフォローアップするということが大事ではないかと思います。

阿部会長 ありがとうございます。

若杉専門委員、お願いします。

若杉専門委員 私はワーキンググループの中で、薬師寺座長にも申し上げたんですが、これはしつこくやらなければ成果が上がらないのではないかと申し上げて、恐らくこの中でいろんな御指摘があって、実は我々が議論したものもございました。ただ、全然気がつかったこともあったわけで、恐らくこれはいろんなフォローアップの中で歩きながら考えていくと、また新しい問題が出てくるのではないかと思いますので、是非そういう面で考えながら、更に充実していくというプロセスが必要ではないかと感じております。

阿部会長 ありがとうございます。委員の先生方で、もうお一人、お二人ぐらい、これは言い残したというのがありましたら、どうぞ。

柘植議員 柘植でございます。科学技術の振興という面で制度改革、それから成果の社会への還元という面で、余りきちっと分けていなかったのを北城専門委員が、成果の社会への還元という面で少し少ないということを、これは私なるほどと思いました。

一方では、確かにこの制度改革と別にイノベーションの創出総合戦略というのを総合科学技術会議で決めまして、その中で見てみますと、やはり制度的な面の改革のものもあるかもしれない。いわゆる社会的、経済的な価値に具現化するという意味で社会への還元ということはイノベーションだと思います。

一方では、イノベーションの知の結合というのは、ある意味では今の制度の運用がまだ不足しているという両面があるかと思えます。その中で長谷川専門委員がおっしゃった、評価の生かされ方が不透明だというのは、逆に恐らくイノベーションを起こしていくそれぞれの役目というのは、割と基礎とか応用とか実用とかに分かれているわけで、それぞれのセグメントで評価がされていて、そこを透明性にするときちっと知の結合がされて、結果的に社会への還元がもっと加速される、しっかりされる、長谷川専門委員の御発言もそういうふうに、北城専門委員の御発言の趣旨の中にも絡んでくると思って承りました。

私は、原山議員と一緒にイノベーションの能力強化という面の担当委員でございまして、薬師寺議員と連携しながら、今、申し上げたような点を少し掘り下げていきたいと思っております。

阿部会長 戻りまして、専門委員の先生方で、もう2人ぐらい是非、とりあえずよろしゅうございますか。

それでは、本日の御議論を基にこの後若干資料を調整していただいて、来週7月26日に総合科学技術会議の本会議に専門調査会の中間報告として報告をさせていただきます。

そのため、今日いただいた御意見を踏まえまして、大至急修文案を策定して事務局に、寝る暇がなくなるかもしれないんですが、委員の皆様にもeメールで送らせていただきます。それで、御確認をいただいて、何かございましたら大変恐縮ですが、月曜日中ぐらいに御返事をいただきたいと思います。余り拙速にならないようにしなければいけないと思いますので、月曜日中に御返事をいただけたらありがたいと思います。

これは中間報告でございますので、最初に申し上げましたように、とにかくメッセージとしてこういうことを国全体としてやるんだということを宣言させていただくという意義も非常に大きいと思います。しかしながら、中間報告としての文章も重要でございますので、最終的な文章の調整については、薬師寺議員と私に御一任をいただければ大変幸いだと思えます。

最終報告のときには、もうちょっと時間を取らせていただきたいと思っております。そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿部会長 それでは、薬師寺座長とも相談しながら中間報告を仕上げさせていただきたいと思えます。

それでは、あと若干時間がございますので、その他ということで、これは情報提供でございますが、平成19年度予算の概算要求基準、シーリングとっておりますけれども、それと経済運営と構造改革に関する基本方針2006、新聞に骨太方針と出ているものでございますが、それについて情報提供させていただきます。既に速報等でごらんになっているかもしれませんが、今朝開催されました閣議におきまして、平成19年度予算編成の方針に関する、いわゆるシーリングが閣議決定されました。ここで来年度の科学技術予算に関する事項について、事務局から説明をさせていただきたいと思えます。

事務局 資料としては3点用意してございまして、資料3-1というものが、7月7日付けで閣議決定しました骨太方針、これはシーリングの前に最近毎年決定しているものでございます。これが3-1の資料。

資料3-2と3-3というのが、まさに今朝の閣議で了解いたしました来年度のシーリングというものでございます。

まず、資料3-1ですが、おそらくもう新聞等で御存じだと思いますので、簡単に科学技術、特に予算に絡むような話をかいつまんで説明したいと思えます。その骨太の方針ということは、最近毎年決めているんですが、今年は特に大きな動きがございました。それ

は、表紙をめくっていただきますと、目次というのがございますが、まさに第2章と第3章というところでございまして、1つは言葉は聞いていると思いますが、経済成長戦略大綱ということで、要は日本の成長力・競争力を維持・発展させていくということを強化していく、ここにどんだん力を入れていこうという大綱が、政府の中では経済産業省を中心にとりまとめて、最終的には政府と与党で決定したというものでございます。このエッセンスが、この骨太に入ってきているというのが、今年特有の動きでございました。

もう一つの動きが、第3章の方でございますが、これは歳出改革ということでございまして、主体的には党が中心にまとめたんですが、単純に言いますと5年先の2011年には、プライマリーバランスを黒字化する、要は赤字国債を増やしていかないということにするために、いかに歳出削減努力をしていくかということで、どちらかと言えば切るぞ切るぞという世界の議論でございましたが、ここのエッセンスが入ってございます。

そういう中で、どのように科学技術が取り扱われているかということでございますが、簡単に御説明しますが、まず6ページ目のところが、成長力・競争力強化ということで、要は頑張っていくぞという取組みのところでございますが、この中でサマリーがあるわけですが、3行目にありますように、これらの取組みに当たっては、科学技術とIT革新に重点を置きということですから、まさに成長力とか競争力の原動力は科学技術であるんだということを念頭にいろんなことが書かれているわけでございます。

具体的には、この6ページ目の真ん中からちょっと下にありますが、国際競争力ということで、特に我が国の強化というところの一番最初に書いてから、我々勝手に一丁目一番地だと言っているわけですが、まさにここに第3期科学技術基本計画やイノベーション創出総合戦略を踏まえ、経済成長の貢献を配慮して戦略的に施策を実施していくということで、そういう成長・競争を図っていく上で、科学技術が基礎になるんだということがまず大枠で基本計画を引くような形で明示されているところでございます。

あと、それぞれのパーツのところでは、キーワードとしては競争的資金を拡充していくとか、研究者をちゃんと育成していくとか、世界トップレベルの研究拠点を整備していくとか、そのようなパーツ、パーツでは、いろんなところにそういうキーワードが入っているということでございます。

これについては、個々には説明しませんので、後でお読みいただければと思います。

第2点目の、歳出改革の方につきましては、この資料の一番後ろのページに別表というのが付いておりまして、これを見ると一番わかりやすいと思うわけですが、どういうことをやったかと言いますと、2011年度にプライマリーバランスを黒字化するということをや

ろうとすれば、ここにありますように、要対応額が書いてございますが、16.5兆円を単純に言うと削るか、言葉としては大分濁しますが増税するということで対応しなければいけないということで、かなり厳しい議論をされたわけでございます。そういう中で、備考の欄の方にありますように、例えば大きなところでは公共事業についてはマイナス3からマイナス1カットするとか、ODAはマイナス4からマイナス2カットするとか、そういう中でここにありますように科学技術振興費というのが書いてございますが、プラス1.1%～経済成長の範囲内ということで、ちなみにプラス1.1%というのは、今年度の予算の科学技術振興費の伸び率でございます。

それと、とりあえずこれは削減するんだということですから、範囲内と書いてありますが、経済成長というのはどういうことかと言いますと、基本計画で25兆というのを決めたわけですが、その前提としてはGDP比を1%ということですから、GDP比は今、0.8%ぐらいなんですけど、それを上げていこうとすれば、予算の伸びを成長率よりも上げていく必要があるということで、1つのターゲットとして経済成長というのは今後とも出てくるキーワードではなかろうかと思えます。

こういう作業の中ですから、軒並み当然マイナス3%であるとか、そういう世界の中で科学技術振興費だけはプラスと、これで十分かどうかということはあるんですが、例外的にプラスになっているということでございます。

具体的な文章としては、どう書いているかと言いますと、43ページにいろいろ箱があって、分野ごとに党で調整しながらつくった文章がそのまま入っているわけですが、科学技術のところについては、ここの1つ目の でありまして、第2期計画における改革姿勢を継続することを基本とするがということの後に、科学技術の振興は我が国の将来の発展のかぎを握っているということで、第3期基本計画の効率的な推進に努めるということで、まさに科学技術は将来の発展のかぎなんだという認識を明確に書いているわけでございます。

2つ目の で、その際、予算の伸びは、データベースの運用等科学技術システムの改革を進めながら、経済成長の範囲内としということで、その後に更にということで成長力・競争力強化に資する取組みについては、必要に応じて更に重点的な取組みを行うという記載になっておるわけでございまして、あとでほかのところと見比べていただければと思いますが、そういう作業の中での相対論ですけれどもかなり前向きに書いていただいているということでございます。

これは、5年先の話ですが、もう一つの3-2と3-3の話というのは、まさに来年度

のシーリングということで、3 - 2 というのが閣議了解したものでございますが、これでは文章でわかりにくいので、3 - 3 の方で一目でわかると思いますので、簡単に説明します。

真ん中の箱があります。社会保障費は、どうしても増分があるものをどうやって減らすかということですが、その真ん中に公共事業とかその他とか、これらがいわゆる政策経費ということでございまして、これを見てわかりますように、公共事業であるとか、その他、言葉は適切でないかもしれませんが、人並みのところがマイナス3%という中で、科学技術振興費だけはプラスマイナスゼロですということ、一番優遇されているということでございます。それと国立大学の運営交付金と私学助成、あと防衛関係はマイナス1%となっています。これでゼロでいいということではなくて、このシーリングの仕組みとしては、これに合わせてプラスして、例えば上の方にありますけれども20%加算して要望枠があるとか、それと今さっき説明しましたような、経済戦略要望枠として更に2%分あるということで要望して、それでここにまた上の方に四角がありますが、重点化加算というところで必要なものについては、それに加算していくという仕組みになっているわけございまして、ホップ・ステップ・ジャンプではないですけれども、ゼロから出発して何とか年末までの予算編成に向けて、いかにそういう加算のところから取ってこれるかが重要であるということで、関係省庁からいい施策を出してもらって、総合科学技術会議の中でも、いわゆるSABCとかでメリハリを付けた対応をしていきたいと考えてございます。

ちなみに、この資料の2枚目に参考で去年のシーリングがありますが、去年のシーリングではそういう科振費とか、国立大学などもそうですが、そこらも一律にマイナス3%であったということですから、なかなかプラスマイナスゼロというのをどう評価するかはあるんですが、それはまさに第3期計画でGDP比1%とか、25兆とか、そういう流れの中で、少しずつですが前進しておるということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

阿部会長 ありがとうございます。多分25兆円との関連が一番気になるところでございますけれども、今、事務局から説明がありましたように、さまざまな政治的な努力の結果、ここに落ち着いたということで、これが25兆円の放棄にならないようにしていかなければいけないということは残されて、毎年頑張っていかなければいけないんだろうと思えますけれども、19年度はこういった決着になったということでございます。

御質問等がございましたら、どうぞ。後で何かございましたら、事務局にお問い合わせ

をいただきたいと思います。

それでは、特になければ本日の討議は終了させていただきたいと思いますが、今回の議事録につきましては、皆様に御確認をいただいた後公開させていただくことにいたします。

あと事務連絡をさせていただきますけれども、次回の専門調査会は、しばらくワーキンググループ等で議論していただいた後になると思います。残された課題、6つ以外の課題について適当な時期に事務局から専門委員の先生方にアンケートを取らせていただきます。とりあえずは中間報告をまとめることに専念しなければいけないですけれども、それは是非そうしてもらいたいと思います。

事務局連絡してください。

事務局

それでは次回の専門調査会の前に、先ほど会長がおっしゃったようにアンケート等を取らせていただいて、その後その残された課題も含めてやりたいと思いますので、今の段階で何時ということは正確には申し上げられませんが、まず前広に相談して決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

阿部会長 それでは、今日は長時間にわたってありがとうございました。これで閉会させていただきます。